3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一　第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視等又は図面により検査する。

二　第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限

三　第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視等又は図面により検査する。

二　移動区域に設置した施設の種類を、目視等により検査する。

三　移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四　［略］

五　第四条の二第一項第五号の移動区域の境界又は廃薬焼却場の保安距離

四　［略］

五　移動区域の境界又は廃薬焼却場から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

六　第四条の二第一項第六号の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の危険間隔

六　移動式製造設備用工室又は移動式製造設備から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の保安間隔が明らかになるような措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

七　第四条の二第一項第七号の廃薬焼却場の保安間隔

七　廃薬焼却場から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既

3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一　第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視又は図面により検査する。

二　第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限

三　第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視又は図面により検査する。

二　移動区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。

三　移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四　［略］

五　第四条の二第一項第五号の移動区域の境界又は廃薬焼却場の保安距離

四　［略］

五　移動区域の境界又は廃薬焼却場から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

六　第四条の二第一項第六号の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の危険間隔

六　移動式製造設備用工室又は移動式製造設備から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の保安間隔が明らかになるような措置の維持管理状況を、目視により検査する。

七　第四条の二第一項第七号の廃薬焼却場の保安間隔

七　廃薬焼却場から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既